

令和7年度 第11回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和8年1月16日（金）13時30分～16時02分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員（会長）、中西委員（副会長）、上野委員、大島委員、片谷委員、菊本委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤井委員、山口委員、横田委員
欠席委員	稻垣委員、藤倉委員、水嶋委員
開催形態	公開（傍聴者 0人）
議 題	1 (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書について
決定事項	
議事	
1 議題	
	(1) (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書について
ア	手続の併合について事務局が説明した。
質疑	特になし
イ	環境影響評価準備書手続について事務局が説明した。
質疑	特になし
ウ	質問
エ	環境影響評価準備書概要について事業者が説明した。
オ	質疑
【奥会長】	御説明ありがとうございました。それでは、ただいま事業者の方から御説明いただきました内容について、御意見、御質問等、委員の方からお願いしたいと思いますが、本日御欠席の藤倉委員からあらかじめ御意見を事務局で預かっているとのことですので、最初にそちらを紹介いただこうと思います。事務局から紹介をお願いいたします。
【事務局】	それでは、本日御欠席の藤倉委員から御意見及び御質問を5項目いただきましたので、その内容を事務局から読み上げさせていただきます。
	1項目目は「都市計画について」伺います。
	対象事業実施区域は、現在全て市街化調整区域ですが、公園整備等に伴って将来線引きが変更され、市街化区域になる予定の場所はあるのでしょうか。
	2項目目は「切土・盛土について」、3点伺います。
	1点目は、準備書2-16ページに「図2.3.6 切土・盛土の状況」がありますが、詳細が不明です。準備書6.7-16ページや（準備書）6.11-13ページに、「産業廃棄物最終処分場跡地においては、覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません」という記載がありますが、（準備書）2-16ページの図は、25mメッシュでしか示されていません。産業廃棄物最終処分場跡地、以降は「産廃跡地」と言いますが、産廃跡地については、より細かいメッシュで、水平方向にも、垂直方向にも、詳細に切土・盛土の予定を図で示してください。また、（準備書）6.11-12ページには、「形質変更時要届出区域においては、切土及び盛土工事を行います」、（準備書）6.7-17ページには「一部の区画では切土工事を行う計画」とありま

すが、形質変更時要届出区域では、どの場所で何mの切土を行うのでしょうか。より細かいメッシュの図面で示してください。

2点目は、「切土する汚染土壌について」、(形質変更時要届出区域において)切土する汚染土壌の量はどの程度になると予測されるのでしょうか。また、掘削した汚染土壌はどのように処理するのでしょうか。それらの情報がなければ、土壤汚染の拡散の恐れがないとは言えないと考えます。

3点目は、「産廃跡地の浸出水について」、(準備書)資料編1.3-5ページの西側の産廃跡地の平面図では16本の断面を切っておりましたが、資料編1.3-8から1.3-11に断面が示されており、各断面の下部には2本の透水管が埋設されています。また、資料編1.3-12ページの南側の産廃跡地の平面図には、排水路が中央を流れています。資料編1.3-13の断面図では、各断面の下部に透水管が埋設されています。西側と南側について、雨水による産廃跡地を経由した浸出水は、現在、具体的にどこから排出されているのでしょうか。浸出水が実際に流れている透水管の位置と河川又は水路への排水状況を図面で明示するとともに、その排水口の写真を示してください。また、浸出水の水質についてはどこかに明記されているのでしょうか。さらに、産廃跡地は直接切土しないことですが、盛土をしたり、上を重機が走行すれば、浸出水の透水管が破損したり、浸出水のルート、水みちが変わる恐れがあるのではないかでしょうか。盛土等の場所の詳細及び荷重を見積もった上で、見解を示してください。

3項目目は「産業廃棄物について」伺います。

準備書6.4-25ページの表6.4.18(2)の再資源化率等は、(準備書)6.4-23ページの表6.4.15の値、例えば、廃プラスチックで非木造の場合は57.1%といった値を用いているように見えます。これは、国交省の調査結果を用いていると思われますが、(準備書)6.4-6ページの表6.4.2の廃プラスチック非木造の値81.3%を用いないのは何故でしょうか。これらはどのような関係にあるのでしょうか。全体的に、使用しているリサイクル率が低いように思われます。

4項目目は「建設発生土について」伺います。

準備書6.4-28ページの「ウ」に、「公園整備事業に伴い発生する建設発生土については、墓園整備事業において活用し、可能な限り有効利用を図る計画」とありますが、(準備書)6.4-32ページの表6.4.24では、「建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用若しくは他の工事現場等の受入先に搬出します」とあります。なぜ場内で全量再利用できないのでしょうか。また、「再利用可能」ではないものがあるのでしょうか。あるとすればそれは何で、どの程度見込まれるのでしょうか。さらに、「他の工事現場等の受入先」の「等」とは何でしょうか。

5項目目は「悪臭について」伺います。

準備書3-95ページの「7) 悪臭の状況」の文章で「ただし、「悪臭防止法施行令」に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。」は、表現が適切とは言えません。読み方によっては、施行令に指定されるのが事業所であるように読みます。悪臭防止法は排出源を事業所に限定しておらず、誤解を招きます。また、「6.11悪臭」の予測において、環境保全目標を「産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度で

あること」とし、産業廃棄物の最終処分場跡地であることをもって悪臭の発生源と考えるのであれば、(準備書) 3-95 ページにその旨を記載すべきです。(準備書) 6. 11-6 ページに掲載されている今回の実態調査では、最終処分場の上部で悪臭は臭気指数 10 未満とありますが、過去から現在にこの場所で産業廃棄物最終処分場に起因する悪臭が感じられたことはあるのでしょうか。

以上となります。

**【奥会長】** 事前に藤倉委員から出されました御意見、御質問を、今、事務局から読み上げていただきましたけれども、この場でお答えいただけるものとそうでないものがあると思います。

具体的な数字、地図、写真を出してくださいというのは、後日資料を準備していただくということになるかと思います。それ以外で今お答えいただける項目、御質問がありましたらお願いしたいと思うのですが、いかがですか。よろしくお願ひします。

**【事業者】** みどり環境局(公園整備事業者)から(お答えします)。いろいろとたくさん御質問をありがとうございます。件数が多いので、最初の都市計画の件についてはお答えできますので、お答えさせていただきます。

公園区域については、用途変更は今のところ考えてございません。墓園の方も用途変更を考えてございませんので、そのまま(市街化)調整区域で活用を想定しています。

切土、盛土等の細かい状況等につきましては、資料をもう一度確認させていただいて(後日、補足資料で)お答えを差し上げたいと思います。

汚染土壤の件については、御質問にもあったように、事前の国(防衛省)の調査の結果を踏まえて、我々はこの辺の予測をしてございますが、細かい点についても確認しながら(後日、補足資料で)お答えしたいと思っております。

3点目の産業廃棄物最終処分場跡地の浸出水につきまして、横浜市資源循環局から提供された資料を(準備書資料編に)付けさせていただいている。その資料の中には、委員が仰っているように、浸出水の位置とか、その辺の記載が明確には示されてございません。それでパイプの深さは、既存は少し深い位置に入っていたりもしていて、最終的なその排出先、そちらがどこにあるかも現地に入って(確認して)からという部分もございますので、その辺も整理した上で(後日、補足資料で)御回答を差し上げたいと思います。

建設発生土の件につきまして、資料にもございましたが、公園事業においては、若干発生土が出るのですが、墓園の方の(搬入土)数量が大きいということで、搬入が主な事業になってくると思います。(委員が)仰っていた「全部使えないのか」といったようなお話につきましては、原則的には、発生した切土は場内で使う形になりますが、工程等でなかなか難しい面もございますので、その辺も整理して(後日、補足資料で)御回答を差し上げたいと思います。

最後、悪臭についてでございます。こちらについても、記述の書き方があまり良くないというような御意見もございましたので、精査した上で(後日、補足資料で)御回答差し上げたいと思います。

以上でございます。

【奥会長】 3項目の産業廃棄物のリサイクル率については、お答えいただきましたでしょうか。

【事業者】 そうですね、リサイクル率についてもこの場で確認できませんので、資料を確認した上で(後日、補足資料で)お答えを差し上げたいと思います。

【奥会長】 分かりました。よろしくお願ひいたします。それでは、本日御出席いただいております委員の皆様、いかがでしょうか。御質問などをお願ひしたいと思います。

では、酒井委員、その後、片谷委員でお願いいたします。

【酒井委員】 生物・多様性についてお伺いしたいと思います。

今回は現地視察に出席できず失礼しました。数年前になるかと思うのですけれども、以前に(現地視察で)伺ったときは全体的にシバ群落、低茎草本群落が優先していたという記憶があるのですが、今回の資料を見ると、高茎草本(群落)に移行したのかなというところですね。いずれにしろ、こここの生態系を特徴付けているのは草本群落で、それに対する保全措置として保護区を設けるというのが、目玉だと思います。(スライド22ページの)区域④という草地保護区を設けるというところです。

(草地保護区を設けることについては)ありがとうございます。この(草地)保護区について、少しお伺いしたいのですけれども、準備書を見ると、この中に調整池を設けることと、この(草地)保護区の面積が4ヘクタールぐらいとどこかに(記載が)あるのですけれども、この調整池というのが、その面積にどれぐらい勘案されているのかどうかというところ(をお伺いしたいと思います)。

それから、(準備書の)2-44ページに、区域④のところで「オープン式調整池整備による水辺の創出」と書いてあります。何を聞きたいかと言うと、(草地)保護区というのはどのように管理するものなのか、外周を柵で囲って人が入れないようにするということをイメージしているのか、それとも何か親水公園的なものを造って人が自由に立ち入れるようなものを想定しているのかということをまずお伺いしたいと思います。それからその面積ですね。(草地)保護区の面積というのは、この調整池というのはどういう扱いになっているのかということ(をお伺いしたいと思います)。

【奥会長】 では、まず今お尋ねの点のお答えをお願いいたします。

【事業者】 みどり環境局から回答させていただきます。

草地保護区については、面積的には2.9ヘクタールを想定してございます。そのうちオープン式の調整池については、あくまでも調整池機能を持たせるということなのですけれど、今後流量については精査させていただきたいと考えております。全体の他の調整池もございますので、そちらの取り合いを含めて決めていくことになります。

(草地保護区の管理について)人が入らないかというようなお話もございましたが、基本的には草地保護区ということですので、人は入れないような、ビオトープ的な形で調整機能を持たせるのですが、やはりそういうところには親水公園にはならないような、ある程度草地の環境を保全するような形で公開したいと考えてございます。

以上でございます。

【酒井委員】	分かりました。質問を続けてもよろしいでしょうか。
【奥会長】	はい、お願ひします。
【酒井委員】	引き続き、その（草地）保護区についてなのですけれども、この高茎草本群落というのは、現状では大部分の面積、50%ぐらいを占めていて、いろいろなタイプがあるというのが、例えば（準備書の6.2-）78ページに書いてありますね。表6.2.2.12に植生タイプ別にその詳細が書かれていて、この高茎草本群落というところを見ると、いろいろなタイプのものがあると（書いてあります）。まず、2行目に「セイタカアワダチソウ、エゾノギシギシ、チガヤ等がそれぞれ優占する」と（書いてあります）、これでかなり違う群落があるということが分かります。（準備書の）その右隣の（6.2-）79ページには植生図があるのですけれども、そこは高茎草本群落が同じ緑で塗られていて、この準備書をざっと見た感じでは、これら、いろいろな異なるタイプの草本群落が、どういうふうに分布しているかという情報はないので、これ以上のことは分からぬのですけれども、想像するに動物相との関係性で言って、一様ではなかろうかなと思うわけです。今回は、どこか既存のものを残すのではなくて、新たに（草地）保護区を一から造るということなのですけれども、その際に、どういうタイプの植生を、どのようなやり方で保存というか、まず創出しなければならないかと思うのですけれども、それをどうするのかとか、それが動物相との関連でもってどういうふうに整理されているのかといったような、その詳細の保全管理計画のようなものというのがあってしかるべきではないのかと思いました。
【奥会長】	もちろん今準備書なので、この情報を踏まえて、最初の報告書（供用時の事後調査計画書）では、きちんとした計画を立てていただくということを期待します。
【事業者】	今の御指摘に対してはいかがですか。
【事業者】	委員が仰るように、高茎の方は今回の整備によってほとんど失われてしまうということで、草地保護区に集約する形で整備する予定でございます。その整備の仕方なのですけれど、適正な草地環境が保全できるように、段階的な、いろいろな種類も混ぜた上で、今後、どのような形が一番適正なのかというのをまた深く精査いたしまして、計画に反映させていきたいと考えてございます。
【酒井委員】	よろしくお願いいいたします。以上です。
【奥会長】	よろしいですか。この準備書段階で、事業者の方に今の御指摘との関連で出してもらいたいといったような情報、資料はございませんか、酒井委員。
【酒井委員】	はい、大丈夫です。
【奥会長】	分かりました。
【片谷委員】	それでは、次に片谷委員、その後に横田委員でお願いいたします。
【片谷委員】	ようやく準備書をじっくり読む時間を確保したのですけれども、まだちょっと読み切れていないところもありますが、全般的には非常に丁寧に作られている準備書であるという印象は持ちました。お尋ねしたいことはあまりないのでけれども、スライドの方でいきますと、5ページ目ですね。今日、割と強調して説明をされていたと思思いますけれども、手続きを併合したということで、より分かりやすくなるということを説

明されていました。併合すること自体は、何の異論もないと言えばないのですけれども、気になりましたのは、公園整備事業と墓園整備事業は、同じような環境条件の場所で事業が二つ隣り合ってされるものだと思っていたのですけれども、公園の方には何か飛行場外離着陸場と記載されたところがあるのですけれど、ここは実際に何をする場所なのでしょうか。

【事業者】

こちらは冒頭の計画の御説明でもさせていただいたのですが、防災の面も計画に反映させるということで、災害時に大型のヘリコプターが着陸できるような形を想定してございます。

ですから、あまり密集して高木などは植えられないような形で、具体的な話は、昨年の「(横浜市) 地震防災戦略」を見直した中で大方考え方が示されまして、これから、総務局の方と詰めてまいりますので、またそちらの調整事項を反映して計画を進めていきたい考えでございます。

【片谷委員】

分かりました。一応離着陸場と書かれているものですから、ヘリポートも規模の大きいものかなという程度には理解はしたのですけれども、それで二つのこの公園と墓園の事業は、何の不整合もなく一体化できたという理解で合っていますか。

【事業者】

併合の考え方なのですけれど、今の防災の面もあるのですけれど、実際、事業時期も重なる部分もありまして、事務局とも相談した上で、変更させていただいて、より詳細と言うのか関係性を示すような形に整理しております。

【片谷委員】

併合することによる問題点みたいなものはなかったという理解でよろしいですね。特にそこに問題がないのであれば、私から特に異論を申し上げるつもりはございません。

要はヘリコプターが降りるということですので、多少はやはり騒音であるとか影響はあろうかと思います。

【事業者】

あくまでもヘリコプターの着陸等については災害時、緊急的な利用ということで、今回アセスメントの中には、そこまでの想定はしてございません。

【片谷委員】

そのように想像をしておりましたので、異論は特にございません。

はい、ありがとうございました。特に私がお尋ねしたのは確認の意味だけですので、特に異論を申し上げたわけではありませんので、私はこれで結構です。

【奥会長】

分かりました。ありがとうございます。

それでは横田委員、その後に山口委員でお願いいたします。

【横田委員】

4点ほどお伺いさせていただきたいと思っております。

その前に、先ほど藤倉委員の御質問で(建設発生)土量に関するお話があったと思うのですけれども、私も非常に同感しております、今回、かなり広い区域で草原のランドスケープを改变する事業でもありますので、先ほどの解像度の話がありましたけれども、盛土、切土の高さの情報、高さに関しても是非(補足資料で御説明を)いただきたいと思いました。

質問の1点目はですね、この地域全体の生態系の項目に関しまして、(スライド59ページに)「食物連鎖への影響はほとんどない」という記載がされているのですけれども、まず哺乳類を調査していて、例えば哺乳類の注目種を選んでいないあるとか、あるいはアカネズミが出ていた

りしますけれども、周辺の樹林とのネットワークの中で損なわれるような生息環境というものがいいのかどういったことについて、少し情報がないのではないかと思います。なぜ哺乳類が注目種に入っていないのか、食物連鎖に対して影響が考慮されていないのかというところをお伺いできればと思いました。

2つ目が、類型区分と供用後の緑地配置なのですけれども、この中で生き物のネットワークに関する情報があまり表現されていないので、繋がりがどういったところで、何に対して環境の繋がりが出来上がってくるのかということを、少し具体的に記載いただくことが重要ではないかと思いました。今現在、草地保護区も新しくできる草地ということと、周りにまだ多くの低茎草地がありますので、低茎草地との繋がりですか、周辺の道路沿いの緑地との繋がりですね、道路部分はこれからとしても、どういった形で全体としての生態系ネットワークが形成されることを目指すのかという図が必要ではないかと思いました。

3点目は、水に関することなのですけれども、環境類型区分ですか供用時の緑地位置に湿性草地に関しての情報はありますけれども、河川ですか、出来上がる調整池周辺ですね、湿性草地に関する情報の記載がないかなと思っています。ですので、水が集まりやすい場所が比較的東側の縁辺部にもありますので、そういう現在湿性になっている環境がどのような残り方をするのかということの検討をしていただきたいなと思いました。

4点目、最後になりますけれども、景観に移ります。囲繞景観に対する評価をしていただいていると、自然性などの観点での評価もいただいているのですけれども、多くが「(周辺) 景観との調和は保たれる」という表現になっています。囲繞景観においても、正面に競技場などの構造物がある状態で周辺景観との調和が保たれるという評価結果になっているのですけれども、囲繞景観を別の場所でどのように享受することができるのかという観点で、もう少し広域的に考える必要があるのではないかと思いました。準備書の 6.14-31 ページなどでは、囲繞景観自体が改変で見えなくなる状況でも「(周辺景観との) 調和 (は保たれる)」と表現されているのですけれども、そういうところはもう少し保全措置による囲繞景観の享受の可能性を述べていただいた方がよろしいのではないかと思いました。

以上、4点になります。

ありがとうございます。

現時点でお答えいただけるところをお答えいただけますか。

【事業者】

それでは、公園事業の方から回答します。

まず(建設発生) 土量、切り盛りの高さの表示につきましては、今基本計画の段階ですね、想定されるものの絵は描けますので、その辺はまた後日(補足資料で) 御回答を差し上げたいと思います。

あと生態系のお話については、我々は低茎の草地、高茎の草地、その辺の繋がりで、一応中央に草地広場を作つて、それ以外は運動施設等を配置し、こういう形(準備書 2-15 ページの図 2.3.5)で計画してございます。その運動施設の合間の薄い緑色で塗っているところが芝生というか、低い草地ができるということで、低茎の草地は大体変わらないという評価をさせていただいていて、委員から、高茎(草地)とそれ以外の

樹林等の繋がりの考え方ももう少し詳しくというお話をいただきましたので、その辺の表現も考えて（後日、補足資料で）御回答を差し上げたいと思います。

現時点で考えているのは、高茎（草地）のところで、哺乳類のお話もございましたが、そういうところの営巣しやすい場所というのも確認されていますので、そこの高茎（草地）の部分については将来的になくなってしまって、原形がですね、位置が移動されると、草地保護区の方に代替のものを作るような計画でございますので、今ある現状の土壌をそちらの方に移植するような形で、なるべく現況の自然が将来に引き継がれるような考え方で整理してございます。表現の方をもう少し分かりやすく（補足資料で）整理させていただけたらと思います。

次が、水の関係でございますが、現在、記載がないといった御指摘もございましたので、その辺は整理してまた（補足資料で）御回答を差し上げたいと思います。湧水の位置関係も、場所はお示ししているのですが、実際、公園のエリアになりますので、改変が行われるという関係で、そのまま残すことはなかなか今回できないということですね、その辺を先ほど申しましたとおり、草地保護区の中でどれだけ復元できるかというところを、これから整理したいと思います。

最後に景観の話でございますが、御指摘いただいたように、別の場所からはどうなるかといった視点でも整理できるかということを、後ほど（補足資料で）御回答を差し上げたいと思います。

以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。横田委員、よろしいですか。

【横田委員】 追加で御検討いただけることですので、またそちら（補足資料）で（説明を）お願いできればと思います。

一つ思いましたのは、草地保護区ですけれども、（事後調査の）モニタリング計画ではチガヤが出ていますし、調整池ですと例えばヨシなどがあり得るかもしれないのですけれども、作る環境によって高茎といつても全く質の違う草地になっていくと思うのです。ですので、単に高茎だけだと、やはり出来上がる環境が全く違うことを考慮できないのではないかと思っています。周辺の環境ですか、あるいは水の状況ですか、生き物の状況を踏まえて、どういった草地の形態を探るのが適切なのかということと、管理をしていかなければ、あっという間に荒れた草地になりやすいのが高茎草地ですので、そういうたった管理の可能性の観点も含めてもう少し具体化していただいて、（草地）保護区というものをコンセプトとしても具体的にしていただければと思います。

もう 1 点ですね、東側はかなりフラットな施設が配置されて、地形的な変化がありますので、景観に対して、やはりどのように見えるのかということが大事な方角だと思うのです。それに対して、もう少し具体的な高さに関する情報を出していただけすると良いと思っております。こちらも御検討いただければ幸いです。

以上です。

【奥会長】 今 2 点、補足をいただきましたので、それらも考慮して、また情報の整理をしていただきまして、後日、（補足資料で）御回答をいただくということでお願いいたします。

【事業者】	承知いたしました。
【奥会長】	それでは山口委員、その後、田中修三委員、田中伸治委員の順でお願いします。
【山口委員】	御説明ありがとうございました。質問なのですけれども、説明資料の（スライド）37ページに環境影響要因の抽出の項目が書かれているのですけれども、供用時のところに温室効果ガスの項目がないということで、この点についてお伺いさせてください。
	準備書の5-7（ページの表5.1.4(1)）にはこの事業の中でエネルギーを必要とする施設が少なく、温室効果ガスの発生がわずかであるということが書かれているのですけれども、実際にはこれだけ大きな事業であるということと、施設の（夜間の）利用状況等にもよるとは思うのですけれども、それ以外にも街路の部分といったところに、照明機器等が設置されることを考えても、この項目は必要なのではないかと思いました。準備書の2-40（ページ）の「2.3.10 地球温暖化対策」の中に、再生可能エネルギーを載せることや今後の機器導入の話などについて検討します、ということが明記されていますので、供用時にも、環境評価項目として追記されるべきではないかと、説明を伺って思いましたので、それについて伺いたいということが1点です。
	もう1点が、説明資料（スライド）の前のページ（36ページ）の工事中の環境影響要因の抽出のところですけれども、こちらも同じく温室効果ガスの建設行為等のところに丸がないのですが、横の項目で（建設）機械の稼働と（工事用）車両の走行のところにチェックが入っていて、この建設行為というのは、具体的にはそれ以外の何を指しているのかということが質問になります。例えば、管理事務所であるとか、墓園に関する施設の建設のことを指していれば、当然丸が入るのかと思ったのですけれども、その判断をお伺いしたいと思います。
【奥会長】	分かりました。では事業者の方、お答えをお願いいたします。
【事業者】	ありがとうございます。最初、供用時のところに温室効果ガスが入っていないということで御指摘いただきました。我々は準備書に書いてあるとおり、公園の実施や墓園の利用でそれほど変化はないというような書き方をしてございますが、御指摘にもございましたので、その辺もう一度再考させていただきたいと思います。
	それから工事中のですね、その表（準備書5-1ページ）、（環境影響要因の）選定の抽出（の理由）のところのお話でございますが、（建設）機械の稼働は実際の運用の機械の稼働時の排出ガスの関係のお話でございまして、（工事用車両の）走行についても、当然走行による環境への影響を我々の方で整理してございます。
【事業者】	建設行為等についてですが、準備書の5-1ページで示しておりますとおり、建設行為等では主にこの工事の実施ですとか、後は土壤汚染の対策工事ですとか、工作物の解体工事を実施すると、この実施をすることそのものによる影響を選んでおります。それに対してこの建設機械の稼働と工事車両の走行につきましては、今御説明のあったとおり、機械を稼働したり各車両が走行することによる影響を抽出しておりますため、今回いわゆる温室効果ガスの発生する要因というのは、この機械の稼働によるものと、工事用車両の走行によるものが主たる要因であるという

ことで、このように抽出をさせていただいております。

以上でございます。

【奥会長】 山口委員。

【山口委員】 温室効果ガスについて再考していただけるということですが、それは追記される可能性が高いと考えてよろしいですか。

【事業者】 実際、公園利用の際には、照明灯をつけますし、実際公園の（施設の）夜間利用をする場合には、照明の他、トイレとかも当然 24 時間稼働するわけでございまして、その辺 LED 化とか、そういうことで環境に配慮するような設計をするということで現在（選定から）除いていますけれど、その辺についてはもう少し整理させていただきたいと思います。

【山口委員】 意見としてなのですけれども、今、こういう建物を新設される時というのは、特に行政が関わっているような事業であれば、やはりそこ（温室効果ガス）を外してはいけないと思っておりますので、是非（供用時の温室効果ガスを）追記（選定）する方向で検討いただければと思います。

あともう 1 点目の建設行為等の御説明は分かりました。それで（工事中の温室効果ガスは建設）機械の稼動と（工事用）車両の走行でチェックしているのでということであれば、多分他の（環境影響評価）項目についても、（チェックしているので）丸がつくという理解で一応分かりました。

ありがとうございます。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。では供用時の温室効果ガスの排出については、改めて整理していただいて、後日（補足）資料を御提示いただくということでお願いいたします。

それでは、田中修三委員お願いします。

【田中修三委員】 私からは、地下水に関連することでいくつか質問させていただきます。

まず、地域の概況として地下水、井戸の利用状況等の情報はなかったように思うのですが、この事業区域内だけではなくて事業区域の周辺の地下水、井戸の利用状況はお分かりですか。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 市の方で調査可能な部分はできるのですが、今回この準備書の中には細かい資料は入れていないような形でございます。

【田中修三委員】 この周辺の、必ずしも飲料水だけではなくて災害用井戸もあるかと思いますので、その井戸の利用状況を是非次回は説明していただきたいと思います。その時に、利用状況だけではなくてそれと大きく関連しますが、地下水の状況はどういう状況になっているのかということを情報いただければと思います。それに大きく関わるのですけれども、いくつか質問させていただきます。

まず、雨水調整池についてです。土留壁工事をするということなのですが、この土留壁というのはおそらく、不透水層まで達するように掘削をされると思います。第一帶水層がここはかなり浅く、1 mから 6 mと（準備書の）どこかに書いてありました。それから不透水層があってその下に第二帶水層あるのですが、どこまで掘削をされるのでしょうか。おそらく第一帶水層の下、直下の不透水層までだと思うのですが、そこ

まで工事をして、土留壁を作った場合に、その工事中の地下水流に対する流動阻害のようなことは考える必要がないのかということを説明していただきたいと思います。

同じように、この流動阻害については、雨水調整池の土留壁工事だけではなくて、雨水調整池を作った後の、その調整池による流動阻害というのもないのでしょうか。調整池そのものも帶水層に少し引っかかるというようなことが（準備書の）どこかに書いてあったように思いましたので、地下水流によって調整池の上流域、下流域への影響が違ってきますけれども、もし下流域に利用しているような井戸があつたりする場合に、その水位の低下が起つたり、あるいは土留壁工事によって地下水の水質の水質汚濁につながつたりすることも考えられますので、それがないのであれば、ないという根拠をしっかりと示していただきたいと思います。

土留壁工事については、どういう工事をするかによって水質への影響は違うのですが、おそらく最近流行っているのはソイルセメント柱列壁というものが多いので、これを使うとすると、セメント粒子による水質汚濁が出てきますので、その辺もしっかりと対策をとるのだということを記載していただきたいと思います。

それから、スライドの 89 (ページ) を見せていただけますか。この右側に地下水の水質の井戸の調査地点と予測地点ということで、赤丸があります。これはどういう根拠で選ばれたのでしょうか。湧水はこの事業区域の少し外にあるのですが、この地下水については事業区域の外について全く考慮されていないように見えるのですけれども、これは何か理由があるのかということを教えていただきたいと思います。

以上です。

【奥会長】

ありがとうございます。

それでは、お答えいただけるというところをお願いいたします。

【事業者】

御意見ありがとうございます。

井戸の利用状況は、先ほど（お伝えしたように）後日調査して（補足資料で）お示しさせていただきます。

調整池に対しましては、水の状況なのですけれど、今（スライドの 89 ページで）提示されている図面の左の図の方で、左側、西側に青く、P-1、P-2 の間に川が南北に流れているのですが、その左側、西側の部分に水源、湧水があるところがります。（スライドの 89 ページの）右の図面です。地下水の（水質の予測地点）a というところです。こちらは川があるということで、この部分で第一帶水層の方は見られるのかなというような想定をしてございます。準備書で書かせていただいたのは、それより深い部分の影響ということで記述させていただいているのですが、委員が仰るように調整池もありますけれど、それより右側のかまくらみちにかかる公園橋も今後作りますので、そちらの方は杭基礎ということで、影響はないような形で記載させていただきました。

今（委員が）仰ったような調整池の構造につきましては、位置は今回お示しして、流量と配置を今回決定して、詳細な構造はこれからになりますので、現時点で考えられる考え方について設計会社に確認させていただきます。

【事業者】 準備書の 6.3-17 ページの「⑥予測結果」というところで、雨水調整池のことを上から 3 行目に書いてございます。

こちらは、雨水調整池は帶水層に一部接するのですが、地下水の流れを遮断することの規模とはならない予定ということと、あと地下水を遮断するような建物は設置しないというところでございまして、その辺りが流量の変化が少ないと言ったことの根拠、理由となってございます。よろしいでしょうか。

【田中修三委員】 ここも根拠としては非常に曖昧なので、実際に第一帶水層のどの辺まで土留壁が来るのかとか、あるいは調整池が来るのかとかということをきちんと示していただいて、ある程度定量的に、影響がないなら「ない」ということを納得してもらえるような内容の説明にしていただきたいと思います。

例えば、先ほどのスライド 89 (ページ) で地下水の予測位置がありましたね。これ見ますと、確かに雨水調整池は 4 箇所作りますね。4 箇所のうちの今ここ (スライド 89 ページの右側の図) で言うと W-3 が一番近いかもしれません、もし地下水が河川の流れと同じような向きで北から南、上から下に流れているとすれば、調整池の土留壁の工事の最中に、その下流域で地下水位の低下が起こる可能性があります。その場合に、そのすぐ近くに仮に井戸はなくとも、そこに例えば建物があったりすると、地下水位の低下の程度によっては地盤沈下につながることだってあるわけです。理論的にはですね。地盤沈下とも大いに関係してくるわけですので、その辺はしっかりと定量的に説明していただきたいというふうに思います。

【事業者】 持ち帰りまして、(後日、補足資料で) 委員へ御回答を差し上げたいと思います。

【奥会長】 はい、お願いいいたします。

あとは、調査地点の選定理由というのは (いかがですか)。

【事業者】 そちらの方もあわせて次回の (補足資料で) 御回答したいと思います。

【奥会長】 分かりました。では、田中修三委員、よろしいですか。

【田中修三委員】 結構です。よろしくお願いいいたします。

【奥会長】 ありがとうございます。

それでは、田中伸治委員、お待たせいたしました。その後、大島委員でお願いします。

【事務局】 田中伸治委員、音声が入っていないようなので、もう一度お願いいいたします。

【奥会長】 大島委員、先にお願いできますか。

【大島委員】 大気 (質)、騒音、振動、地域社会に関して、供用時の問題を解決するために、公共交通機関の利用を各種媒体で呼びかけるということになっています。この実際の供用時はしばらく後の話なので、今から予測は難しいかもしれません、公共交通機関はバスのことを指していると思うので、現状、どこからのバスが何本くらい通っていて、実際に施設利用者さんにそのバスを利用していただける可能性がどのくらいあるのか、あるいは本数等が少なくて、利用が期待できない場合に、将来増発の可能性があるのか。その公共交通機関、実際に利用できるかどうか、その

辺の見通しについて教えていただきたいです。

【奥会長】 お願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。公共交通機関につきましては、準備書の 3-52 (ページの図 3.2.7.2) にバスルート (があります)。ちょうどかまくらみちについては神奈中バスだけですね。こちらが、上の方 (北側) にある立場駅から戸塚の方に向かうようなバスで、基本的に深谷に来られる方はこのバスに乗る形になります。本数は、1 時間に 3 本ぐらいで、そちらの方は時刻表で後日お示しできます。公共交通でいうと、立場駅からのバスあるいは戸塚駅からのバスで御来場いただくということになります。

あとは、関連の事業で、この図面 (図 3.2.7.2 バス路線図) の左側に緑でバス路線などございますが、環状 4 号線の方で連絡道路が今後計画されてございますので、新しいルートとか場合によってはできる可能性もございます。ただ、工事の進捗等もまだ現時点で明確にございません。あと、実際墓園と公園が、部分的に開園する状態になりますと、事前にバス事業者に事業の進捗状況等を紹介して、バス事業者の方で、今後のバスの本数の導入ですとかを検討されることになりますので、現時点で評価というのはなかなか難しいところはございますが、現時点の状況だけはお示しすることは可能でございます。

【奥会長】 大島委員、いかがですか。

【大島委員】 結構です。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

すみません、田中伸治委員。音声が途切れてしまったようなので、先に大島委員にお願いしました。

【田中伸治委員】 失礼しました。私から道路の計画ですか、交通に関するいくつかお聞きしたいと思います。

準備書 6.5-67 ページに、計画されている外周道路の断面図が載っています。1 点目はですね、外周道路東側の方は、この図でいうと下の図の方ですけれども、外側に副道が計画されています。こちらからこのままでずっと進っていくと、(準備書 6.13-8 ページの) 交差点 No. 2 と No. 3 につながるかと思います。その交差点の形は、別ページの (準備書) 6.13-53 ページにあるのですけれども、そちらには副道の記載はないようなので、この辺りでどのような接続になっているかをもう少し詳しくお聞きしたいです。

それから同じく外周道路で、西側は先ほどの (準備書 6.5-67 ページの) 断面図で、上の図になります。外周道路の内側には歩道が書かれているのですけれども、外側には歩道がないようです。新しくできる道路となると、そこを歩行者として使う方もおられると思うのですけれども、外側にも歩道を作る必要はないのかが 2 点目の質問です。

3 点目です。交差点 No. 2 と No. 3 について、ラウンドアバウトの計画が方法書まではあったと思います。それは交通管理者との協議で課題があつて採用しないということだったのですが、その課題の内容をお尋ねしたいです。

次に、予測結果につきまして、工事中それから供用時ともに、一部の交差点で、交差点需要率や車線混雑度が基準となる値を超えているよう

です。これについて、信号の設定などは予想している交通量に合わせて見直しをされたのか、青の時間のスプリットなどを適切に配分しても超えてしまう車線、あるいは交差点が出てしまうのかということをお聞きしたいと思います。

それから、それに対して保全措置としてですね、工事車両を計画的に運用するであるとか、あるいは一般の関連車両に関しては公共交通機関の利用を促すとあります。これによって、超えてしまっている交差点について、改善できるような内容になっているか、そういった保全措置になっているかというところで、特に工事車両はなかなか車両の数は減らないかと思うのですけれども、そういったところをお聞きしたいと思います。

駐車場出入口の安全対策で、出庫灯を設置するという記載はあったかと思います。出入口地点の対策としてはそれで良いのかもしれません、今回の道路、外周道路は幅員が 50mくらいあります、道路の範囲内にも歩道やジョギング道、あるいは自転車道と交差する部分が 30mくらいありますので、そこの部分を横断する車との安全対策という意味では、もう少し何か必要なのではないかと思います。その辺りをどのようにお考えになっているかをお聞きしたいと思います。

あとは、同じく駐車場です。特に混雑期、例えばお彼岸とか、そういうお墓参りの方がたくさん来る時には、非常に来場車両も多くなると思います。駐車場の出入口について、入退場の車で行列ができる可能性もあると思うのですけれども、その行列が伸びて上流側の交差点まで達すると、その交差点の処理能力も落ちてしまうということが起こります。そういう検討について、つまり滞留長がどこまで伸びるかといった検討については何かされているか。されていなければした方が良いとは思うのですけれども、どのように考えておられるかをお聞きしたいと思います。

以上です。

**【奥会長】** ありがとうございます。7点の御指摘をいただいたと思います。お答えをお願いいたします。

**【事業者】** まず1点目です。外周道路の断面、準備書 6.5-67 ページの断面で、下図の副道の話だと思いますが、こちらについては現況（東側に）道路がございますので、そちらを取り込んだ形で副道として、生活道路として利用していただくことを想定してございます。こちらの交差点への進入や接続方法についてはですね、今後、詳細な設計をした上で警察と詰めていく形になります。現時点では、詳細な図面はないという状況でございます。

あと、逆に西側については歩道がないという形です。

**【事業者】** こちら（2点目）はまた資料を見て、（後日、補足資料で）お答えいたします。

**【事業者】** それから、ラウンドアバウトがなくなったということで、最近は停電時に信号がないと有利だというお話を出てきて見直しされている部分もあるのですが、我々が（交通管理者である）警察と協議をした際には、やはり 1 万台近くなってくるとラウンドアバウトでは処理しきれないという判断もありまして、当時の協議では不採用ということになりました。ただ災害時とかで見直されている部分もあるのですが、こちらにつ

いては県道ということで、非常に台数も多い路線でございますので難しいのかなというところでございます。

3 (4) 点目の交差点需要率が超えている部分で、検討しているかというお話がございました。我々の方では、交通量については現況調査をしてございまして、将来交通量も現在の伸び率等を考慮すると、そのままの交通量を採用してございます。ですから、工事中は工事車両を追加した交通量、さらに供用時は現在の交通量に利用される交通量を追加したもので予測してございます。信号現示につきましても、新たな将来交通量で検討して、工事中であれば工事車両も含めた数字で検討して、このような結果が出てございます。ただ交差点需要率につきましては、現在（工事中及び供用時の平日、休日で）1を超えているものではなく、供用時の混雑日に限って、どうしても彼岸等で車が集中するということで超えています。そういうことですので、その対策を書かせていただいているのが現状でございます。

委員から対策がこれで大丈夫かといった御指摘もございました。実際のかまくらみちについては、公園事業と墓園事業の対象事業実施区域の中は歩道等を公園側でセットバックする等で改善できるのですが、その北側、南側については住宅等が張り付いていて、なかなか改良が難しいという状況でございます。あくまでも対策としては、外周道路の部分を使って対策を講じる、表示、看板等の誘導、あるいは駐車場の出入口につきましては安全のためのシステム、回転灯ですとか、そういうものを使う形で現在対策を検討してございます。場合によっては、混雑期、例えばイベントがあるような場合には、当然そういった場合の誘導員を配置したりとか、それは公園管理者あるいは墓園管理者の方で今後運用にあたって検討していくことを想定してございます。改善については以上でございます。

次、駐車場の出入口の対策でございます。こちらについては、外周道路で50m幅があるということで、実際車が通る部分は2車線で、1車線が3mから3.5mくらいでございますので、7m程度の車道です。残りがその他のジョギング道ですとか、歩道になるような形で、今後、詳細な検討の中でその部分を公園と一体的に整備していくような形を想定してございます。整備の手法も、道路事業として道路単独でやるのではなく、公園事業と絡めながら、公園として一体化できるところは一体化するような予定でございまして、その際に安全対策は横断部を限定して、対策を検討していきたいと考えてございます。

最後でございます。駐車場の混雑期は、公園事業は特に明確な混雑というのはないので、先ほど申しましたようにイベント開催時程度ということで隨時対応するということです。墓園事業については、墓園事業の方から御回答を差し上げます。

## 【事業者】

では、健康福祉局（墓園事業者）からお答えします。

墓園事業につきましては、やはりお盆やお彼岸などの集中した時にこういった交通渋滞を引き起こしてしまう状況があります。ですので、先ほど言いましたとおり、公共交通機関の利用は当然なのですが、それ以外にピーク時の状況を利用者の皆様方に周知する方法だとか、あとによくあるのは混雑予測カレンダーです。そのようなものを周知して、なるべくお墓に来ていただく皆様方に分散していただくように、そのよ

うなことも考えながら分散化を図って混雑期を緩めるような形も考えていきたいと思っております。

【事業者】 補足させてください。

スライドの9ページをご覧いただきたいです。少し見づらいかもしないのですけれども、墓園事業が青線で囲われているところでござります。ここに「第2号深谷通信所跡地墓園」という矢印があると思うのですけれども、この矢印の先が（駐車場の）入口の場所を想定していまして、そこから駐車場まで数百mございますので、駐車場の料金ゲートなどを中に設けることによって、場内で滞留長を飲み込めるのかなということも期待して、こういった配置計画にしております。こちらはこのまま一方通行で、少し見づらいのですけれども、南の方に出口があるので、その車線の2車線化も考えています。最大で、駐車場のゲートまで2列で並べるような形を想定して計画してございますので、滞留長が外周道路側に回らないような計画を考えてございます。

以上です

【奥会長】 田中伸治委員、いかがでしようか。

【田中伸治委員】 分かりました。ありがとうございます。

【事業者】 そうすると、滞留長の評価自体も行わないということですか。

実際ですね、メモリアルグリーンというところが市内にあります。そこも墓参期はやはり駐車場前が少し混むのですけれども、その様子から見ると、おそらくこれくらいあれば滞留長も場内に収まるのではないかという形で計画しております。

【田中伸治委員】 そうですか。分かりました。

【奥会長】 よろしいですか。ありがとうございます。

【藤井委員】 それでは、他にいかがでしようか。藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 よろしくお願いいいたします。

いくつかあるのですけれども、スライド21ページのところです。最後に、緑化（緑地計画）について「今後具体的に検討していきます」とのことですが、もう一步踏み込んで、どのような緑化を（実施するのか）具体的に示せるかという部分でお伺いしたいです。これが1点目です。実際の緑化の部分がどのような所にどのような形でと示された方が、私たちもいろいろコメントがしやすくなると思いましたので、それを示せるかということです。

あと、やはり草地について、現地（視察の際）でもいろいろお伺いしたのですが、草地の管理の方法がとても心配です。実際に草地を維持することが難しいということは、他の委員もお話されていると思います。実際に、草地の維持管理は人工的に、人為的にやらなければ絶対無理な話で、さらには草地保護区を作つてその中を管理するとなると、どのようなタイミングで草を刈つて維持するのか、その方法も、特に水辺を作つているとその水辺周りとそれ以外の所とでいろいろ変わってくると思うのです。草を刈るタイミングについても、植生視点から考えてすると、今度は動物の方に草を刈ることで影響が出る場合もありますので、その辺も具体的に示せるのであれば示してほしいです。無理であれば、どこかの文章に、動物の保全のことも考慮した草刈というか、そういうものを検討しますということも入れてほしいと思いました。

あとですね、スライド 45 ページのモノアラガイとアサヒナコミズムシのところで、その対応の仕方が気になっています。「工事着手前に再度生息状況を確認した上で、必要に応じて専門家の意見等を踏まえ、移設を行うことで生息への影響に配慮します」とコメントをされていて、実際はこの種の評価が、アサヒナコミズムシの方が D D (情報不足) でした。評価として分かりにくいというのもあるのですが、工事着手前に (移設の検討を) するのではなく、順序的には移設をするのなら (もっと前に) 移設することを検討した上で、専門家にどうしますかと聞いてほしいと思います。神奈川県のレッドデータブック、特に動物については 2006 年が最新になっていて、20 年も前の話なので、そこで情報不足 (D D) が現段階でどうなっているかということも、確認はできればしてほしいです。もしギリギリになって移設しなければいけないという話になると、かなり大変だと思うのです。オープンな池を作ることまで考えられている中で、作るのであれば、このようなものにも対応したものを作ってほしいです。そうなってくると、今度は域外保全的にどこかに一旦保管して、飼育してそれを移すということにもなるかもしれないですし、そうなるとやはり計画的な行動が必要だと思います。これは、もう 1 回調べて、もしいればではなくて、もういるという前提でするのかを、実際にこの 2 種についての評価が現段階でどうなのかを確認した上で、先に専門家に確認 (相談) をして、計画を立てるかを検討してほしいと思いました。

確認なのですから、スライド 51 ページの (予測結果の) ところで、対象事業実施区域外に生育する個体及び生育環境がある (維持される) から大丈夫 (影響はほとんどない、あるいは生じない) ですという言い方をされています。それは注目種、注目群落を除いてという理解でよろしいかを確認させてください。

最後になるのですが、スライド 60 ページです。チガヤがまとまって生育する箇所があって、それを「極力保全します」と書いてあります。(また、) 「一部消失する場合は」という書き方をされていて、これは現段階では工事の手が及ばない所にチガヤ群落があるという理解でいいのかを確認させていただければと思います。

以上になります。

【奥会長】 ありがとうございます。

それでは、お答えをお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。

最初に、(スライドの) 21 ページのお話です。緑化の今後が示せるかでございますけれども、草地保護区の植栽の考え方というような図を検討して、(後日、補足資料で) お示しできたらと思っております。

あと、草地の管理方法を御心配されてるということで、我々も専門的な知識がない中で公園の維持管理していくということに将来的になるような形になりますので、準備書では適切な管理と書いています。公園の維持管理は、今主流の指定管理で管理していくような形になりますので、その契約の中で専門家の考えが考慮できる形の維持管理をするうこと、契約ができないかも考えながら、できない場合は別に委託業務なりで、いろいろな検討をした上で管理方法を検討していくことを考えていきたいと思っております。

動物への影響はなかなか難しいところもあるのですが、草刈の際に、具体的にどこまでできるかは難しいところもあるのですが、委員がおっしゃるようにですね、考慮した草刈をしていくことを記載させていただいて、その中で具体的にどのようなことができるのかを整理して（補足資料で示して）いきたいと思います。

それから専門家の相談で、（スライドの）45ページのところでございます。今からすぐにということで、先にすることはもう一度持ち帰って、整理して（後日、補足資料で）お答えを差し上げたいと思います。

（スライドの）50～51ページのお話がございました。注目種を除いてかという御質問だったのですが、注目種も入った形で我々は考えています。

**【事業者】** 委員から（注目種を）除いてかという御指摘もあったのですが、今回生息（生育）する注目種の対策に関して、このようなことを考えていくべきではないかという記述としています。なかなか厳しいということでしょうか。御確認いただきたいです。

最後ですが、チガヤ群落のお話があったことで、この群落が工事の範囲内にあるかということも確認した上で（後日、補足資料で）お答えを差し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**【藤井委員】** ありがとうございます。草刈について一番心配してるのは、鳥が繁殖してある真っ最中に草刈をして、鳥の繁殖が失敗するというケースをよく見かけています。多分、鳥だけではなく、哺乳類やいろいろなものも含めての話になると思いますので、それは是非検討していただきたいということです。

スライド51ページについては、私の解釈が違っているのかもしれないですけれども、今言われた話で含まれるということは、注目種についても工事区域外にあるから別になくなっても良いのだということですか。

**【事業者】** 連続した部分で草地も若干確保できるということで、この種が完成後、供用後に我々が作った草地保護区とかそういう所で種が戻ってこれるかなということを想定しています。

**【藤井委員】** 準備書では、その注目種の一つは多分湿性部分だったと思うのです。その湿性部分は、埋土種子も含めて移設をするということが書かれていて、それとここに書かれていることが相反する話だと思いました。特に注目種（や注目群落）ということで挙げなければいけないようなものであれば、対象事業実施区域外にあるから良いという話は違うと思うのです。その外にあるから良いではなく、工事で改変してこれはなくなると、頑張ってもなくすしかないという状況がある中で、どのようにミティゲーションしていくかということが準備書で書かれるべきです。その外にあるから大丈夫ですということが、注目種（や注目群落）として挙がっていることが少しおかしいと思います。ここに（注目種や注目群落として）挙がるものは、他にあるから良いというような解釈にはならないと思っていて、ここに挙げている以上はそれをどうするか、なくさなければいけない、仕方ないのであれば、ミティゲーションをどうするかということを必ず考えていかなければいけないと思うのです。いずれにしても、準備書の方には移設しますという書き方がされていて、でもこちらはなくなっても良いような話をされたので、そこは表現を検討していただければと思います。

- 【事業者】 ありがとうございます。  
【藤井委員】 以上です。ありがとうございます。  
【奥会長】 それでは、今の御指摘も踏まえて、（後日、補足資料による説明の）御検討をお願いいたします。

もう（午後）4時近くになってきてしまっておりますので、本日の事業者の皆様とのやり取りはここまでとさせていただきます。

本件に関しましては、次回以降も審議継続となります。追加の御指摘等がございましたら、また次回以降によろしくお願ひいたします。

それでは事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

（事業者退出）

#### 力 審議

- 【奥会長】 それでは審議に入ります。追加で、今日どうしても仰っておきたいことがあれば（お願いします）。

よろしいでしょうか。次回以降継続となりますので、その時にお願いいたします。

- 【事務局】 すみません。事務局から1点、田中伸治委員に確認したいところがあるのですが、よろしいでしょうか。

- 【奥会長】 分かりました。お願いします。

- 【事務局】 田中伸治委員の御意見に対して、事業者が答えた内容についてです。保全措置に関する部分で、図書に記載されていないような内容が答えの中にあったのですが、評価書に向けてこのような表現で入れますといった形で補足（資料により事業者に）説明を求めた方がよろしいでしょうか。

- 【田中伸治委員】 そうですね。お願いしたいと思います。

- 【事務局】 その旨を事業者に伝えたいと思います。ありがとうございます。

- 【田中伸治委員】 お願いいたします。

- 【奥会長】 それでは、本日の審議につきましては、会議録案で後日御確認をお願いいたします。

以上をもちまして本日予定されておりました議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします

- 【事務局】 本日の審議につきましては終了いたしました。

YouTubeによるオンライン配信も終了いたしました。

（傍聴者退出）

- 資料
- ・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価方法書について（諮問）事務局資料
  - ・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 手続の併合について事務局資料
  - ・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書に係る手続について事務局資料
  - ・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書の概要事業者資料